



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 告示

387	一般競争入札による落札者の決定	(広報課).....	3
388	有害図書等の指定	(青少年・男女共同参画課).....	3
389	介護保険法による指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止	(長寿社会課).....	4
390	介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定	(").....	6
391	介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定	(").....	7
392	介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者の指定	(").....	7
393	介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	(").....	7
394	指定障害児通所支援事業者の指定	(障害福祉課).....	8
395	"	(").....	8
396	"	(").....	8
397	"	(").....	8
398	"	(").....	9
399	"	(").....	9
400	指定障害福祉サービス事業者の廃止	(").....	9
401	"	(").....	10
402	"	(").....	10
403	"	(").....	10
404	指定障害福祉サービス事業者の指定	(").....	10
405	"	(").....	10
406	"	(").....	11
407	"	(").....	11
408	"	(").....	11
409	"	(").....	12
410	"	(").....	12
411	"	(").....	12
412	"	(").....	12
413	"	(").....	13
414	"	(").....	13
415	指定自立支援医療機関の指定	(").....	13
416	救急病院の認定	(医務課).....	13
417	和歌山県保健医療計画(平成25年和歌山県告示第452号)の変更	(").....	13
418	大規模小売店舗の変更の届出	(商工振興課).....	14
419	"	(").....	15

420	〃	(〃) 16
421	〃	(〃) 17
422	森林病虫害等防除法による防除命令の内容	(森林整備課) 18
423	〃	(〃) 19
424	保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明	(〃) 20
425	〃	(〃) 20
426	保安林の指定施業要件の変更	(〃) 21
427	基本測量の実施	(技術調査課) 21
428	公共測量の終了	(〃) 21
429	地籍調査の成果の認証	(用地対策課) 21
430	〃	(〃) 22
431	〃	(〃) 22
432	〃	(〃) 22
433	〃	(〃) 23
434	〃	(〃) 23
435	〃	(〃) 24
436	〃	(〃) 24
437	道路の区域変更	(道路保全課) 24
438	〃	(〃) 25
439	〃	(〃) 25
440	道路の供用開始	(〃) 26
441	道路の区域変更	(〃) 26
442	道路の供用開始	(〃) 26
443	道路の区域変更	(〃) 27
444	道路の供用開始	(〃) 27
445	道路の区域変更	(〃) 27
446	道路の供用開始	(〃) 28
447	海南都市計画道路事業の事業計画の変更認可	(道路建設課) 28
448	紀の川都市計画道路事業の事業計画の変更認可	(〃) 28
449	紀の川都市計画道路事業の事業計画の認可	(〃) 29
450	道路の位置の指定	(都市政策課) 29
451	都市計画の変更	(〃) 29
452	〃	(〃) 29
453	都市計画事業の認可	(〃) 30
* 454	平成29年和歌山県告示第512号(和歌山県屋外広告物条例施行規則別表第2に規定する知事が指定する特産品、知事が指定する地域及び知事が指定する観光施設又は観光地点の指定)の一部改正	(〃) 30
455	紀州NET端末等更新委託及び機器賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(警察本部) 31
○ 選挙管理委員会告示			
23	政治団体の届出事項の異動の届出	 34
24	資金管理団体の届出事項の異動の届出	 35
25	資金管理団体の指定の取消しの届出	 35
26	政治団体の解散の届出	 36

27 政治団体の設立の届出	36
○ 海区漁業調整委員会告示		
1 公聴会の開催	36
○ 警察本部告示		
3 通信指令システム及び紀州NETシステムにおけるネットワーク冗長化構築委託及び賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	37
○ 海区漁業調整委員会指示		
1 まき餌船釣り等の禁止等	40
2 イサキのまき網漁業	42
○ 公告		
都市計画の図書の写しの縦覧	(都市政策課) 43
〃	(〃) 43
〃	(〃) 43
〃	(〃) 43
入札公告	(警察本部) 44
〃	(〃) 47

告 示

和歌山県告示第387号

和歌山県CMS運用保守業務委託について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成30年4月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
和歌山県CMS運用保守業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県知事室広報課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日
平成30年3月20日
- 4 落札者の氏名及び住所
ソフトバンク・テクノロジー株式会社
東京都新宿区新宿六丁目27番30号
- 5 落札金額
36,514,800円（うち消費税及び地方消費税の額2,704,800円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成30年2月6日

和歌山県告示第388号

和歌山県青少年健全育成条例（昭和53年和歌山県条例第36号）第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成30年3月20日指定した。

平成30年4月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

種 別	図 書 等 名	コード番号	発 行 所 名
コミック	恋愛ラブマックス 4月号	12080-4	秋田書店
コミック	恋愛白書パステル 4月号	19625-04	宙出版
コミック	無敵恋愛エス・ガール 4月号	08577-4	ぶんか社
コミック	まんがグリム童話 4月号	08305-4	ぶんか社
コミック	絶対恋愛Sweet 4月号	15557-04	笠倉出版社
コミック	アヤ 4月号	18815-04	宙出版
コミック	オンブルー Vol.33	54933-23	祥伝社
コミック	ディアプラス 4月号	16567-04	新書館
コミック	ドラ 4月号	16695-04	コアマガジン
コミック	月刊マガジンビーボーイ 4月号	18355-04	リブレ
コミック	ガトー 4月号	02619-04	一迅社
コミック	ビーボーイゴールド 4月号	17779-04	リブレ
コミック	クパノ spring2018	ISBN978-4-8019-1397-4	竹書房
月 刊 誌	実話ナックルズ 4月号	04877-4	ミリオン出版
月 刊 誌	実話ドキュメント 4月号	05303-04	ジェイズ・恵文社
月 刊 誌	CIRCUS MAX 4月号	04099-04	KKベストセラーズ
雑 誌	実話ナックルズGOLD	68519-58	ミリオン出版
雑 誌	金のEX NEXT	68519-55	ミリオン出版

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは著しくこれを助長する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

和歌山県告示第389号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第82条第2項及び第115条の5第2項の規定に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号、第85条第2号及び第115条の10第2号の規定に基づき公示する。

平成30年4月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
3071601094	株式会社シルバーケアたから	デイサービスいこら	和歌山県有田郡有田川町徳田176-4	介護予防通所介護	平成29.12.13

3071601300	株式会社シルバーケアたから	デイサービスぬくもり	和歌山県有田郡有田川町徳田192	介護予防通所介護	平成29.12.13
3072500980	合同会社ネモフィラ	居宅介護支援事業所ガーベラ	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町南大居2369	居宅介護支援	平成30.3.26
3071400992	医療法人天竹会	天竹苑指定居宅介護支援事業所	和歌山県海南市重根11-1	居宅介護支援	平成30.3.31
3071401206	近畿エア・ウォーター株式会社	近畿エア・ウォーター株式会社愛らんど海南	和歌山県海南市名高476メゾンベル名高	福祉用具貸与 特定福祉用具販売 介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売	平成30.3.31
3071700839	株式会社瑞穂会	GrandHome瑞穂	和歌山県紀の川市粉河775-1	特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護	平成30.3.31
3071201531	有限会社川ロイサミ号	有限会社川ロイサミ号	和歌山県岩出市溝川201-1	特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	平成30.3.31
3071601060	株式会社竹柏の里	居宅介護支援事業所なごみの家	和歌山県有田郡有田川町久野原92-1	居宅介護支援	平成30.3.31
3072000155	有限会社ヒューマンケアキタデ	ヘルパーステーションキタデ	和歌山県御坊市菌98-3	訪問介護 介護予防訪問介護	平成30.3.31
3072000254	有限会社ヒューマンケアキタデ	デイサービスセンターキタデ	和歌山県御坊市湯川町財部728-4	通所介護 介護予防通所介護	平成30.3.31
3072000304	有限会社ヒューマンケアキタデ	ケアプランサービスキタデ	和歌山県御坊市湯川町財部724	居宅介護支援	平成30.3.31
3072000395	有限会社ヒューマンケアキタデ	ヒューマンケアキタデ	和歌山県御坊市湯川町財部728-4	福祉用具貸与 特定福祉用具販売 介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売	平成30.3.31
3072000601	有限会社ヒューマンケアキタデ	ナーシングデイキタデSmile	和歌山県御坊市湯川町財部728-4	通所介護	平成30.3.31
3072000627	有限会社ヒューマンケアキタデ	フィットネスデイキタデRe	和歌山県御坊市湯川町財部728-4	通所介護 介護予防通所介護	平成30.3.31
3072000643	株式会社旭誠	ケアプランセンターリンクス	和歌山県御坊市湯川町財部954-1	居宅介護支援	平成30.3.31
3072000650	株式会社旭誠	訪問介護ステーションリンクス	和歌山県御坊市湯川町財部954-1	訪問介護 介護予防訪問介護	平成30.3.31

3072200185	社会福祉法人田辺市社会福祉事業団	田辺市高齢者複合施設たきの里	和歌山県田辺市たきない町22-1	通所介護 介護予防通所介護	平成 30.3.31
3072200706	社会福祉法人田辺市社会福祉事業団	田辺市高齢者複合施設たきの里訪問介護事業所	和歌山県田辺市たきない町22-1	訪問介護 介護予防訪問介護	平成 30.3.31
3072400900	一般社団法人紀国	白浜デイサービスセンター長寿村	和歌山県西牟婁郡白浜町庄川字岩本143	通所介護	平成 30.3.31
3072400967	一般社団法人紀国	白浜ケアプランセンター長寿村	和歌山県西牟婁郡白浜町庄川字岩本143-7	居宅介護支援	平成 30.3.31
3072401114	一般社団法人紀国	訪問介護長寿村	和歌山県西牟婁郡白浜町庄川字岩本143-7	訪問介護 介護予防訪問介護	平成 30.3.31
3071700789	社会医療法人三車会	居宅介護支援事業所みくるま	和歌山県紀の川市貴志川町丸栖1423-3	居宅介護支援	平成 30.4.1
3071800662	合同会社まある	まあるケアプランセンター	和歌山県岩出市西野176-7	居宅介護支援	平成 30.4.1

和歌山県告示第390号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

平成30年4月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3071800738	lalala株式会社	lalalaライフケア	和歌山県岩出市南大池214-1	訪問介護	平成 30.4.1	平成 36.3.31
3072000692	社会福祉法人黎明董会	ヘルパーステーションキタデ	和歌山県御坊市菌98-3	訪問介護	平成 30.4.1	平成 36.3.31
3072201688	株式会社田辺中央福祉事業所	ケアサポートよりそい	和歌山県田辺市高雄3-1-2 あたごビル1階	訪問介護	平成 30.4.1	平成 36.3.31
3072401312	有限会社まほろば大和	訪問介護長寿村	和歌山県西牟婁郡白浜町庄川143-7	訪問介護	平成 30.4.1	平成 36.3.31
3071800746	合同会社三栄メディカルケア	リハビリデイサービスソレイユ	和歌山県岩出市野上野97	通所介護	平成 30.4.1	平成 36.3.31
3072000684	社会福祉法人黎明董会	デイサービスセンターキタデ	和歌山県御坊市湯川町財部728-4	通所介護	平成 30.4.1	平成 36.3.31
3072100963	株式会社アライフ	通所介護日高リハビリセンター	和歌山県日高郡美浜町大字和田1901-8	通所介護	平成 30.4.1	平成 36.3.31
3072401296	有限会社まほろば大和	デイサービス白浜長寿村	和歌山県西牟婁郡白浜町庄川143-7	通所介護	平成 30.4.1	平成 36.3.31
3072401304	和歌山高齢者生活協同組合	ケアセンターおたっしや倶楽部白浜ぬくもりの里	和歌山県西牟婁郡白浜町才野1322	通所介護	平成 30.4.1	平成 36.3.31

和歌山県告示第391号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定に基づき公示する。

平成30年4月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3071800753	株式会社ヒロ	ケアプランセンターとらい	和歌山県岩出市岡田669-12	居宅介護支援	平成30.4.1	平成36.3.31
3071300937	株式会社はなぶさ	ケアプランセンターはなぶさ	和歌山県伊都郡かつらぎ町笠田東446	居宅介護支援	平成30.4.1	平成36.3.31
3072000700	社会福祉法人黎明董会	ケアプランサービスキタデ	和歌山県御坊市湯川町財部724	居宅介護支援	平成30.4.1	平成36.3.31
3072100971	株式会社アライフ	居宅介護支援事業所日高リハビリセンター	和歌山県日高郡美浜町大字和田1901-8	居宅介護支援	平成30.4.1	平成36.3.31
3072401320	有限会社まほろば大和	白浜ケアプランセンター長寿村	和歌山県西牟婁郡白浜町庄川143-7	居宅介護支援	平成30.4.1	平成36.3.31
3072300936	株式会社WISTERIA	ケアプランセンターふじだな	和歌山県新宮市橋本2-2-19	居宅介護支援	平成30.4.1	平成36.3.31
3072501046	株式会社明日葉の郷	明日葉の郷	和歌山県東牟婁郡串本町潮岬2688-7	居宅介護支援	平成30.4.1	平成36.3.31

和歌山県告示第392号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第46条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第85条第1号の規定に基づき公示する。

平成30年4月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3071401339	医療法人同仁会	阪井カルフル・ド・ルポ	和歌山県海南市阪井1769-1、1770-1	通所介護 居宅介護支援	平成30.4.1 平成30.4.1	平成36.3.31 平成36.3.31

和歌山県告示第393号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

平成30年4月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定	指定の有効期間の

者番号	又は氏名			種類	年月日	満了の日
30618900 38	株式会社サンブリッジ	訪問看護ステーションみちラボ	和歌山県岩出市吉田297-4 サンライズマンション岩出1 807号室	訪問看護	平成 30.4.1	平成 36.3.31
				介護予防訪問看護	平成 30.4.1	平成 36.3.31
30720006 76	社会福祉法人黎明董会	ヒューマンケアキタデ	和歌山県御坊市湯川町財部728-4	福祉用具貸与	平成 30.4.1	平成 36.3.31
				特定福祉用具販売	平成 30.4.1	平成 36.3.31
				介護予防福祉用具貸与	平成 30.4.1	平成 36.3.31
				特定介護予防福祉用具販売	平成 30.4.1	平成 36.3.31

和歌山県告示第394号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成30年4月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3050100 639	モンキー'Sスクール	和歌山市加納246-1	保育所等訪問支援	株式会社真道	和歌山市栗栖634-3	平成 30.4.1

和歌山県告示第395号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成30年4月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3050100 738	モンキー'SスクールⅡ	和歌山市栗栖634-3	保育所等訪問支援	株式会社真道	和歌山市栗栖634-3	平成 30.4.1

和歌山県告示第396号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成30年4月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3050100 852	こどもの階段	和歌山市つつじが丘一丁目9番地2	放課後等デイサービス	株式会社ステアーズ	和歌山市つつじが丘一丁目9番地2	平成 30.4.1

和歌山県告示第397号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成30年4月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3050100951	こどもサポート教室「きらり」 和歌山小雑賀校	和歌山市小雑賀677-17	児童発達支援	株式会社クラ・ゼミ	静岡県浜松市中区田町230-15	平成30.4.1
			放課後等デイサービス			

和歌山県告示第398号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成30年4月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3051000176	放課後等デイサービス結の杜	橋本市東家六丁目1番5号 フォルテ橋本市役所前101	放課後等デイサービス	合同会社結の杜	大阪府大阪市中央区南船場四丁目10番5号 南船場SOHOビル702	平成30.4.1

和歌山県告示第399号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成30年4月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3051800153	サポートセンターくらす	岩出市岡田1073-35	児童発達支援	株式会社二四〇	大阪府泉南郡熊取町七山東909番地	平成30.4.1
			放課後等デイサービス			

和歌山県告示第400号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

平成30年4月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3012000299	訪問介護ステーションリンクス	御坊市湯川町財部954-1	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	株式会社旭誠	海南市下津町丸田129-4	平成30.3.31

和歌山県告示第401号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

平成30年4月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3022100030	みなべ鹿島ホーム	日高郡みなべ町谷口1-5	共同生活援助	社会福祉法人やおき福祉会	田辺市下三栖1475-201	平成30.3.31

和歌山県告示第402号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

平成30年4月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3022400042	ほわいとホーム	西牟婁郡白浜町83-49	共同生活援助	社会福祉法人やおき福祉会	田辺市下三栖1475-201	平成30.3.31

和歌山県告示第403号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

平成30年4月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3022410280	南紀の台ホーム	西牟婁郡上富田町南紀の台5-19	共同生活援助	社会福祉法人やおき福祉会	田辺市下三栖1475-201	平成30.3.31

和歌山県告示第404号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成30年4月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3011000662	ふれあい工房わーくる	橋本市東家六丁目347番5	就労移行支援 自立訓練（生活訓練）	特定なし	特定非営利活動法人地域サポートセンター	橋本市東家六丁目347番5	平成30.4.1

和歌山県告示第405号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の

指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成30年4月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3011000670	らぼるて	橋本市岸上367-6	自立訓練(生活訓練) 就労継続支援B型	知的障害者 精神障害者	社会福祉法人 筭憩会	橋本市野5-1	平成 30.4.1

和歌山県告示第406号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成30年4月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3012000307	ヘルパーステーションキタデ	御坊市藪98-3	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	特定なし	社会福祉法人 黎明董会	御坊市湯川町財部728-4	平成 30.4.1

和歌山県告示第407号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成30年4月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3012250605	ケアサポートよりそい	田辺市高雄三丁目1番2号 あたごビル1階	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	特定なし	株式会社田辺中央福祉事業所	田辺市高雄三丁目1番2号 あたごビル1階	平成 30.4.1

和歌山県告示第408号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成30年4月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3012300566	ワークランドそら	新宮市佐野1026-1	就労移行支援 就労継続支援B型	特定なし	社会福祉法人 美熊野福祉会	新宮市蜂伏13番43号	平成 30.4.1

和歌山県告示第409号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成30年4月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3011800426	lalalaライフケア	岩出市南大池214-1	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	特定なし	lalala株式会社	岩出市南大池214-1	平成30.4.1

和歌山県告示第410号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成30年4月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3011310160	第2愛光園短期入所生活介護事業所	伊都郡かつらぎ町佐野955-1	短期入所（空床型）	身体障害者 知的障害者 精神障害者	社会福祉法人愛光園	伊都郡かつらぎ町佐野1401-2	平成30.4.1

和歌山県告示第411号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成30年4月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3011310378	ヘルパーステーションはな	伊都郡かつらぎ町丁ノ町2243番地の1 地村第一ビル201号室	居宅介護 重度訪問介護	身体障害者 知的障害者 精神障害者 難病等対象者	株式会社ウォームハート	伊都郡かつらぎ町丁ノ町2243番地の1	平成30.4.1

和歌山県告示第412号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成30年4月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3012125179	就労支援B型事業所ゆう	日高郡日高川町大字千津川5426	就労継続支援B型	特定なし	株式会社松山	御坊市藤田町吉田726番地50	平成30.4.1

和歌山県告示第413号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成30年4月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3012410399	作業所ブランコート	西牟婁郡白浜町字瓜切2926-1100	就労継続支援A型	特定なし	社会福祉法人和歌山県福祉事業団	西牟婁郡上富田町岩田2456-1	平成30.4.1

和歌山県告示第414号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成30年4月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3012520338	かのん	東牟婁郡那智勝浦町大字天満1185番1	生活介護	重症心身障害者	社会福祉法人和歌山県福祉事業団	西牟婁郡上富田町岩田2456-1	平成30.4.1

和歌山県告示第415号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成30年4月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類（薬局は除く。）	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日
株式会社和歌山式典	紀の川市貴志川町神戸1050番地3	訪問看護	訪問看護ステーションkana	平成30.1.1

和歌山県告示第416号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成30年4月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 名称 那智勝浦町立温泉病院
- 所在地 東牟婁郡那智勝浦町天満483-1
- 有効期限 平成33年3月21日

和歌山県告示第417号

和歌山県保健医療計画（平成25年和歌山県告示第452号）を次のとおり変更したので、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第16項の規定に基づき告示する。

平成30年4月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

（「次のとおり」は、省略し、変更後の計画書を和歌山県福祉保健部健康局医務課及び各保健所に備え置いて一般の縦覧に供する。）

和歌山県告示第418号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成30年4月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジョーシンピットワン和歌山店

和歌山県和歌山市中島字西ノ浜368他

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

上新電機株式会社 代表取締役 中嶋克彦

大阪府大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）上新電機株式会社 代表取締役 土井栄次

大阪府大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号

（変更後）上新電機株式会社 代表取締役 中嶋克彦

大阪府大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）上新電機株式会社 代表取締役 土井栄次

大阪府大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号

（変更後）上新電機株式会社 代表取締役 中嶋克彦

大阪府大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号

4 変更年月日

平成24年6月28日

5 変更した理由

代表者変更のため

6 届出年月日

平成30年3月20日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

- 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成30年4月6日から同年8月6日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第419号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成30年4月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ジョーシン新和歌山店
和歌山県和歌山市手平三丁目1番43号
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
上新電機株式会社 代表取締役 中嶋克彦
大阪府大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
(変更前) コジマNEW和歌山店
(変更後) ジョーシン新和歌山店
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社コジマ 代表取締役 寺崎悦男
栃木県宇都宮市星が丘二丁目1番8号
(変更後) 上新電機株式会社 代表取締役 中嶋克彦
大阪府大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号
- 4 変更年月日
平成29年10月10日
- 5 変更した理由
店舗の名称及び小売業者の変更のため
- 6 届出年月日
平成30年3月20日
- 7 届出の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）
- 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成30年4月6日から同年8月6日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第420号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成30年4月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

松源和歌山インター店・（仮称）ホンダオートテラス和歌山北インター
和歌山県和歌山市田屋138番地外

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社松源 代表取締役 桑原太郎
和歌山県和歌山市田屋138番地
株式会社ホンダ販売和歌山 代表取締役 八木誠文
和歌山県岩出市中島790番5

3 変更する事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）松源和歌山インター店
和歌山県和歌山市田屋138番地外

（変更後）松源和歌山インター店・（仮称）ホンダオートテラス和歌山北インター
和歌山県和歌山市田屋138番地外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社松源 代表取締役 桑原太郎
和歌山県和歌山市田屋138番地

（変更後）株式会社松源 代表取締役 桑原太郎
和歌山県和歌山市田屋138番地
株式会社ホンダ販売和歌山 代表取締役 八木誠文
和歌山県岩出市中島790番5

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）縦覧図書のとおり

（変更後）縦覧図書のとおり

(4) 荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）424㎡（建物北東側）

（変更後）403㎡（既存棟北東側）

21㎡（増築棟東側）

(5) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前）25㎡（建物北側4箇所）

（変更後）25㎡（既存棟北側4箇所）

0.8㎡（増築棟北側）

(6) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）開店時刻：午前9時

閉店時刻：午後9時

（変更後）開店時刻：午前8時

閉店時刻：午後9時50分

(7) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前8時30分～午後9時30分

（変更後）午前7時30分～午後10時

(8) 駐車場の出入口の数及び位置

（変更前）2箇所（敷地西側、南側）

（変更後）3箇所（敷地西側、南側、東側）

4 変更年月日

(1) ～ (5) 平成30年11月23日

(6) 及び (7) 平成30年3月24日

(8) 平成30年3月30日

5 変更する理由

(1) ～ (5) 別棟増築のため

(6) 及び (7) 利用客の利便性向上のため

(8) 県道共用に伴う出入口の増設のため

6 届出年月日

平成30年3月22日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市産業交流局産業観光部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成30年4月6日から同年8月6日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第421号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成30年4月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

松源粉河店

紀の川市粉河785番地

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社松源 代表取締役 桑原太郎

和歌山県和歌山市田屋138番地

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社松源 代表取締役 桑原一良

和歌山県和歌山市吹上2丁目4番50号

（変更後）株式会社松源 代表取締役 桑原太郎

和歌山県和歌山市田屋138番地

4 変更年月日

代表者の氏名 平成30年2月21日

住所 平成23年10月28日

5 変更した理由

大規模小売店舗を設置する者及び小売業を行う者の所在地移転に伴う住所の変更、並びに代表者の氏名の変更のため

6 届出年月日

平成30年3月20日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県那賀振興局地域振興部企画産業課（岩出市高塚209）

紀の川市農林商工部商工観光課（紀の川市西大井338番地）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成30年4月6日から同年8月6日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第422号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定に基づき、同条第1項第4号の薬剤による防除命令の内容となる事項を次のように公告する。

平成30年4月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 区域及び期間

(1) 区域

和歌山市、紀の川市、御坊市、美浜町、みなべ町、印南町、白浜町、那智勝浦町及び串本町の区域に存する松林のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課、関係振興局農林水産振興部林務課、関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

平成30年4月26日から同年7月31日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

森林病虫害等の被害を受け、若しくは受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に地上から薬剤による防除を実施すること。

4 命令をしようとする理由

1の(1)に掲げる区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫の被害の状況からみて、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、同区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

- (1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。
- (3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、知事は、その提出があったときは、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
- (4) 知事は、3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が、1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行方見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

和歌山県告示第423号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定に基づき、同条第1項第4号の薬剤による防除命令の内容となる事項を次のように公告する。

平成30年4月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 区域及び期間

(1) 区域

紀の川市の区域に存する松林のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課、那賀振興局農林水産振興部林務課及び紀の川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

平成30年4月26日から同年7月31日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

森林病虫害等の被害を受け、若しくは受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、航空機により当該樹木に薬剤による防除を実施すること。

4 命令をしようとする理由

1の(1)に掲げる区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫の被害の状況からみて、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、同区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

- (1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)によ

り申請書を提出する場合は、この限りでない。

- (3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、知事は、その提出があったときは、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
- (4) 知事は、3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が、1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

和歌山県告示第424号

平成30年和歌山県告示第244号（以下「告示第244号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成30年4月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 所在が不明である通知の相手方

崎山毅

奥すま子

寒川光治

寒川悦子

寒川浩史

細尾幸平

寒川佐繪子

寒川啓

寒川玲

2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第244号のとおり

和歌山県告示第425号

平成30年和歌山県告示第245号（以下「告示第245号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容をすさみ町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成30年4月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 所在が不明である通知の相手方

山本哲生

尾崎善英

2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第245号のとおり

和歌山県告示第426号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成30年4月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 日高郡日高川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第427号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成30年4月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正、国土広域情報修正）
- 2 作業期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県内全域

和歌山県告示第428号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき和歌山地方法務局長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成30年4月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（不動産登記法第14条第1項地図作成）
- 2 作業期間 平成29年11月1日から平成30年2月28日まで
- 3 作業地域 和歌山県和歌山市塩屋一丁目、塩屋二丁目の一部、塩屋三丁目から六丁目まで及び和歌川町

和歌山県告示第429号

和歌山県西牟婁郡すさみ町小河内の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成30年4月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県西牟婁郡すさみ町

- 2 調査を行った時期
平成25年4月1日から平成27年3月31日まで
- 3 成果の名称
和歌山県西牟婁郡すさみ町小河内の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県西牟婁郡すさみ町小河内の一部地区
- 5 認証年月日
平成30年3月20日

和歌山県告示第430号

和歌山県和歌山市西庄・古屋の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成30年4月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県和歌山市
- 2 調査を行った時期
平成28年4月1日から平成29年10月24日まで
- 3 成果の名称
和歌山県和歌山市西庄・古屋の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県和歌山市西庄・古屋の各一部地区
- 5 認証年月日
平成30年3月20日

和歌山県告示第431号

和歌山県東牟婁郡串本町鬮野川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成30年4月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県東牟婁郡串本町
- 2 調査を行った時期
平成20年5月1日から平成22年3月31日まで
- 3 成果の名称
和歌山県東牟婁郡串本町鬮野川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県東牟婁郡串本町鬮野川の一部地区
- 5 認証年月日
平成30年3月20日

和歌山県告示第432号

和歌山県橋本市谷奥深の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成30年4月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県橋本市
- 2 調査を行った時期
平成27年4月13日から平成29年8月21日まで
- 3 成果の名称
和歌山県橋本市谷奥深の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県橋本市谷奥深の一部地区
- 5 認証年月日
平成30年3月20日

和歌山県告示第433号

和歌山県有田市箕島の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成30年4月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田市
- 2 調査を行った時期
平成26年4月1日から平成29年3月1日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田市箕島の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県有田市箕島の一部地区
- 5 認証年月日
平成30年3月20日

和歌山県告示第434号

和歌山県有田市港町の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成30年4月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田市
- 2 調査を行った時期
平成26年4月1日から平成29年3月22日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田市港町の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県有田市港町の一部地区
- 5 認証年月日
平成30年3月20日

和歌山県告示第435号

和歌山県有田市古江見の一部等2単位区域地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成30年4月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田市
- 2 調査を行った時期
平成26年4月1日から平成29年3月15日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田市古江見の一部等2単位区域地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県有田市古江見の一部等2単位区域地区
- 5 認証年月日
平成30年3月20日

和歌山県告示第436号

和歌山県新宮市熊野川町宮井・相須・四滝の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成30年4月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県新宮市
- 2 調査を行った時期
平成27年4月20日から平成29年3月29日まで
- 3 成果の名称
和歌山県新宮市熊野川町宮井・相須・四滝の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県新宮市熊野川町宮井・相須・四滝の各一部地区
- 5 認証年月日
平成30年3月20日

和歌山県告示第437号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年4月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道

2 路線名 370号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
海草郡紀美野町動木字下墓尾108番1地先から同町吉野字薬師尾通317番1地先まで	旧	4.00 } 10.20	2,697.80	

和歌山県告示第438号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年4月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 370号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
伊都郡高野町大字細川字西山田123番9地先から同町大字細川字岡ノ原133番2地先まで	旧	14.86 } 28.92	229.46	
同上	新	14.86 } 31.27	220.00	

和歌山県告示第439号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年4月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 370号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考 メートル
伊都郡九度山町大字推出字宮垣内28番地先から同町大字推出字長鳥48番1地先まで	旧	7.10 } 26.31	225.06	仮橋 L=35.04
同上	旧	7.10 } 22.44	167.02	赤瀬橋 L=39.00
同上	新	7.10 }	167.02	赤瀬橋 L=39.00

和歌山県告示第440号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年4月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 一般国道

路線名 370号

供用開始の区間 伊都郡九度山町大字推出字宮垣内28番地先から同町大字推出字長鳥48番1地先まで

供用開始の期日 平成30年4月6日

和歌山県告示第441号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年4月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 和歌山橋本線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
和歌山市森小手穂字北沖田670番2地先から同市森小手穂字北沖田665番4地先まで	旧	7.27 } 8.25	69.20	
同上	新	10.91 } 11.16	69.20	

和歌山県告示第442号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年4月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 和歌山橋本線

供用開始の区間 和歌山市森小手穂字北沖田670番2地先から同市森小手穂字北沖田665番4地先まで

供用開始の期日 平成30年4月6日

和歌山県告示第443号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年4月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 御坊中津線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡日高川町大字大又字槇谷 236番3地内	旧	7.04 } 61.75	100.70	
同上	新	24.75 } 70.17	93.30	

和歌山県告示第444号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年4月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 御坊中津線

供用開始の区間 日高郡日高川町大字大又字槇谷236番3地内

供用開始の期日 平成30年4月6日

和歌山県告示第445号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年4月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上富田南部線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考

日高郡みなべ町東吉田字兵之尻 257番2地先から同町東吉田字兵 之尻260番1地先まで	旧	20.60 } 22.30 29.70	
同上	新	17.90 } 22.30 23.60	

和歌山県告示第446号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年4月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 上富田南部線

供用開始の区間 日高郡みなべ町東吉田字兵之尻257番2地先から同町東吉田字兵之尻260番1地先まで

供用開始の期日 平成30年4月6日

和歌山県告示第447号

海南都市計画道路事業の事業計画の変更については、平成30年3月14日付け国近整計管和都業第3号で認可されたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成30年4月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画事業の種類及び名称

海南都市計画道路事業3・4・104号日方大野中線

2 施行者の名称 和歌山県

3 事務所の所在地 和歌山市小松原通一丁目1番地

4 事業地の所在 別添図書のとおり

（「別添図書」は、省略し、その図書を和歌山県県土整備部道路局道路建設課及び海草振興局建設部海南工事事務所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第448号

紀の川都市計画道路事業の事業計画の変更については、平成30年3月22日付け国近整計管和都業第5号で認可されたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成30年4月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画事業の種類及び名称

紀の川都市計画道路事業3・5・9号松井石町線

2 施行者の名称 和歌山県

3 事務所の所在地 和歌山市小松原通一丁目1番地

4 事業地の所在 別添図書のとおり

（「別添図書」は、省略し、その図書を和歌山県県土整備部道路局道路建設課及び那賀振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第449号

紀の川都市計画道路事業の事業計画については、平成30年3月22日付け国近整計管和都業第9号で認可されたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成30年4月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画事業の種類及び名称

紀の川都市計画道路事業3・4・4号打田重行線

2 施行者の名称 和歌山県

3 事務所の所在地 和歌山市小松原通一丁目1番地

4 事業地の所在 別添図書のとおり

（「別添図書」は省略し、その図書を和歌山県県土整備部道路局道路建設課及び那賀振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第450号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成30年4月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3403	紀の川市貴志川町尼寺字大田342番1、342番2の一部、342番3の一部、343番の一部、里道+366番1の一部	和歌山市栗栖14番地5 栗栖二彦	平成 30.3.29	6.00 ┆ 7.62	32.49

和歌山県告示第451号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成30年4月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

和歌山都市計画道路3・3・7号西脇山口線

2 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

和歌山県和歌山市島字名倉、久保

神波字南沼

楠本字井戸、免イ田

3 都市計画の案の縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

和歌山県告示第452号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示

し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成30年4月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
 - 太地都市計画道路
 - 3・5・1太地駅燈明崎線 (一部廃止)
 - 3・5・3暖海線
 - 3・5・4梶取崎線
 - 3・5・5太地港線 (路線組替)
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - 変更する部分
 - 和歌山県太地町太地字水ノ浦、寄子路、新屋敷
- 3 都市計画の案の縦覧場所
 - 和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

和歌山県告示第453号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第59条第1項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成30年4月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 施行者の名称
 - 和歌山市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - 和歌山都市計画公園事業8・5・1号和歌山公園
- 3 事業施行期間
 - 平成30年4月6日から平成35年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
 - 和歌山県和歌山市雑賀屋町東ノ丁地内
 - (2) 使用の部分
 - なし

和歌山県告示第454号

平成29年和歌山県告示第512号 (和歌山県屋外広告物条例施行規則別表第2に規定する知事が指定する特産品、知事が指定する地域及び知事が指定する観光施設又は観光地点の指定) を次のように改正する。

平成30年4月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

第1項の表農林水産物の部黒竹の項の次に次のように加える。

鶏卵	橋本市
----	-----

第1項の表農林水産物の部ストックの項の次に次のように加える。

スマ	串本町
----	-----

第1項の表農林水産物以外のもの部ごま豆腐の項の次に次のように加える。

四郷の串柿

かつらぎ町

第1項の表農林水産物以外のものの部パイル織物の項の次に次のように加える。

はしもとオムレツ

橋本市

和歌山県告示第455号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、紀州NET端末等更新委託及び機器賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成30年4月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する業務の名称等

(1) 調達役務の名称

紀州NET端末等更新委託及び機器賃貸借業務

(2) 調達役務の仕様等

紀州NET端末等更新委託及び機器賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

2 一般競争入札に参加する者の資格

(1) この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成30年4月6日（金）において、次に掲げる要件のいずれをも満たす者とする。

ア 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

イ 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加を停止されていない者であること。

ウ 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。

エ 国税及び都道府県税に未納がない者であること。

オ この入札に係るシステム更新業務と同種同等規模以上の業務の契約を過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種とは（ア）に掲げる要件を、同等規模以上とは（イ）に掲げる要件を満たしているものとする。

（ア）通信事業者の回線に接続するためのネットワーク機器及び端末装置を用いたWANシステムを構築し、又は再構築した実績を有すること。

（イ）通信事業者に接続するためのネットワーク機器を用いて、拠点数が10以上のネットワーク機器及び200台以上の端末装置を設定し、かつ、構築又は再構築をした実績を有すること。

カ この入札に係る賃貸借業務と同種同等規模以上の業務の契約を過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種とは（ア）に掲げる要件を、同等規模以上とは（イ）に掲げる要件を満たしているものとする。

（ア）端末装置及び通信事業者に接続するためのネットワーク機器について、メンテナンスリース又はレンタルを行い、かつ、機器保守を行った実績を有すること。

（イ）（ア）に掲げる業務について、予定価格の50パーセント以上の金額で契約を締結し、履行した実績を有すること。

キ 営業品目にソフトウェア開発を有する者であること。

ク 営業品目に賃貸借を有する者であること。

ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴

力団及びその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者並びに経営に実質的に関与していない者であること。

コ 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。

サ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(2) この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として参加する場合は、各構成員が（1）のオからエまで及びケからサまでに掲げる要件を全て満たし、構成員のうちシステム更新業務を担当する者は（1）のオ及びキの要件を、賃貸借業務を担当する者は（1）のカ及びクの要件をそれぞれ満たしていること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 申請しようとする者が、コンソーシアムでないとき。

(ア) 競争入札参加資格審査申請書

(イ) 事業経歴書

(ウ) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

(エ) 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

(オ) 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）

(カ) 使用印鑑届

(キ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

b 法人にあつては主たる事務所、個人にあつては住所地が所在する都道府県が課する税全税目

(ク) 誓約書

(ケ) 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

(コ) 仕様書に準拠するハードウェア及びソフトウェアの一覧（メーカー名、製品名（型名）、数量、仕様等を記載したもの）。記載する仕様については、当該製品のカタログ等を添付し、その内容を明らかにすること。

(サ) 申請者のシステム構築業務に関する業務実績証明書（過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）

(シ) 申請者のシステム賃貸借業務に関する業務実績証明書（過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）

(ス) 申請者にシステム更新体制が整備されていることを証明するシステム更新体制証明書（障害発生時の連絡体制図を添付すること。）

(セ) 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの

a 障害発生時の連絡体制図を添付すること。

b 営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載すること。

イ コンソーシアムとして申請する場合

次の（ア）、（コ）及び（ス）から（ソ）までの書類についてはコンソーシアムの代表者が、

（サ）の書類についてはシステム更新業務を担当する構成員が、（シ）の書類については賃貸借業務を担当する構成員が提出すること。

また、(イ)から(ケ)までの書類については構成員ごとに提出すること。

(ア) 競争入札参加資格審査申請書（コンソーシアム）

(イ) 事業経歴書

(ウ) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

(エ) 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

(オ) 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

(カ) 使用印鑑届

(キ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

b 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税全税目

(ク) 誓約書

(ケ) 申請者が代理人を選任した場合の委任状（コンソーシアム構成員）及び委任状（コンソーシアム代表者）

(コ) 仕様書に準拠するハードウェア及びソフトウェアの一覧（メーカー名、製品名（型名）、数量、仕様等を記載したもの）。記載する仕様については、当該製品のカタログ等を添付し、その内容を明らかにすること。

(サ) 申請者のシステム構築業務に関する業務実績証明書（過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）

(シ) 申請者のシステム賃貸借業務に関する業務実績証明書（過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）

(ス) 申請者にシステム更新体制が整備されていることを証明するシステム更新体制証明書（障害発生時の連絡体制図を添付すること。）

(セ) 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの

a 障害発生時の連絡体制図を添付すること。

b 営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載すること。

(ソ) コンソーシアム協定書の写し

コンソーシアムの構成員間で締結したものをコンソーシアムとして提出すること。

(2) 資格審査申請時点で、既に和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者にあっては、当該通知書の写しを提出することにより、(1)のア又はイに掲げる(イ)から(オ)まで、(キ)及び(ク)の申請書類に代えることができる。

(3) (1)のア並びにイに掲げる(ア)、(イ)、(カ)、(ク)、(ケ)及び(サ)から(セ)までの申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成30年4月6日（金）から同月20日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までの間、6に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる入札説明会において行うほか、平成30年4月6日（金）から同月23日（月）までの間に和歌山県警察本部警務部情報管理課（以下「情報管理課」という。）に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1
和歌山県警察本部1階 会議室9

(2) 日時

平成30年4月16日（月）午前11時00分

5 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の(1)に掲げる申請書類は、平成30年4月6日（金）から同月27日（金）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、6に掲げる場所に提出するものとする。

なお、郵送による場合は、平成30年4月27日（金）午後5時までに6に掲げる場所に必着させなければならない。

6 資格審査申請書類の配布の場所

情報管理課
和歌山市西46番地の1
郵便番号 640-8313
電話番号 073-476-0110（代表）
ファクシミリ番号 073-476-0110

7 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により平成30年5月10日（木）までに通知するものとし、コンソーシアムにあつては、構成員のうち代表者に通知する。

8 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察本部に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、平成30年5月24日（木）午後5時までに書面により求めることができる。

(3) (2)の書面は、持参により6に掲げる場所に提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対する回答は、平成30年5月30日（水）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第23号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成30年4月6日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異 動 年月日
日本共産党紀北地区委員会	東芝弘明	代表者	東芝弘明	矢野安文	平成 29. 2. 12
自由民主党和歌山県参議院選挙区第一支部	世耕弘成	会計責任者	佐藤拓治	川村太祐	平成 30. 2. 19
自由民主党和歌山県第三選挙区支部	二階俊博	会計責任者	福島康行	二階俊樹	平成 30. 2. 19
自由民主党和歌山県西牟婁郡第二支部	秋月史成	会計責任者	秋月桂代子	山本哲也	平成 30. 3. 2

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
順映会	池口恵観	代表者	池口恵観	所映良	平成 29.8.1
中本こうせい後援会	吉田長司	代表者	吉田長司	米本圭吾	平成 30.2.9
大石哲雄後援会	田中弘文	代表者	田中弘文	西原実	平成 30.1.20
		会計責任者	大石フミヨ	深見宗孝	平成 30.1.20
おばな功後援会	尾花功	会計責任者	尾花絹代	湯本信男	平成 30.2.19
谷口和樹後援会	浅里耕一郎	代表者	浅里耕一郎	中田勝	平成 30.2.15
岡しょうご後援会	岡省吾	主たる事務所の所在地	有田郡有田川町粟生42番地9	有田郡有田川町粟生66番地	平成 30.2.21
井出益弘後援会	渡邊孝富	代表者	渡邊孝富	渡辺勝年	平成 30.2.15
秋月ふみなり後援会	秋月史成	会計責任者	秋月桂代子	山本哲也	平成 30.2.23
世耕弘成後援会	世耕弘成	会計責任者	佐藤拓治	川村太祐	平成 30.2.19
岩田勉後援会	上田勝司	代表者	上田勝司	山本昇	平成 30.2.26

和歌山県選挙管理委員会告示第24号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第3号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成30年4月6日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
玄素彰人	頑張れげんちゃんの家	公職の種類	印南町議会議員	印南町長	平成 29.9.1

和歌山県選挙管理委員会告示第25号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第1号の規定による資金管理団体の指定の取消し及び同項第2号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成30年4月6日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
小出隆道	こいで隆道後援会	平成 30.2.5

和歌山県選挙管理委員会告示第26号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成30年4月6日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党和歌山県港湾支部	東宗弘	平成 30.2.28

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
こいで隆道後援会	小出隆道	平成 30.2.5
かわばたやすひさ後援会	川端保壽	平成 30.3.1

和歌山県選挙管理委員会告示第27号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成30年4月6日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
やねやみちこ後援会	前田貴広	栗田清人	西牟婁郡上富田町朝来2312-14	平成 30.2.26
吉本和広後援会	堀晃和	梅谷民子	西牟婁郡上富田町朝来326-289	平成 30.3.2

海区漁業調整委員会告示

和歌山海区漁業調整委員会告示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第4項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催する。

なお、漁場計画案は、平成30年4月6日から同月24日まで当委員会事務局、和歌山県農林水産部水産局資源管理課及び沿海各振興局農林水産振興部農業水産振興課に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成30年4月6日

和歌山海区漁業調整委員会会長 榎 本 秀 春

1 期日及び場所

平成30年4月24日（火）午後1時30分から

所在地 和歌山市雑賀屋町東ノ丁33

会場名 信漁連会館3階 大会議室

2 案件

和歌山海区における定置漁業及び区画漁業の漁場計画について

3 口述等に関する問合せ先

郵便番号 640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁内

和歌山海区漁業調整委員会事務局

電話番号 073-441-3010

警察本部告示

和歌山県警察本部告示第3号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、通信指令システム及び紀州NETシステムにおけるネットワーク冗長化構築委託及び賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成30年4月6日

和歌山県警察本部長 宮 沢 忠 孝

1 一般競争入札に付する業務の名称等

(1) 調達役務の名称

通信指令システム及び紀州NETシステムにおけるネットワーク冗長化構築委託及び賃貸借業務

(2) 調達役務の仕様等

通信指令システム及び紀州NETシステムにおけるネットワーク冗長化構築委託及び賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

2 一般競争入札に参加する者の資格

(1) この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成30年4月6日（金）において、次に掲げる要件のいずれをも満たす者とする。

ア 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

イ 自治法令第167条の4第2項の規定により、一般競争入札の参加を停止されていない者であること。

ウ 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。

エ 国税及び都道府県税に未納がない者であること。

オ この入札に係るシステム構築業務と同種同等規模以上の業務の契約を過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種とは（ア）に掲げる要件を、同等規模以上とは（イ）に掲げる要件を満たしているものとする。

（ア）通信事業者の回線に接続するためのネットワーク機器を用いたネットワークを構築し、又は再構築した実績を有すること。

（イ）ネットワーク機器を用いた拠点数が10以上のネットワークを構築し、又は再構築した実績を有すること。

カ この入札に係る賃貸借業務と同種同等規模以上の業務の契約を過去5年以内に締結し、適正に履行

した実績がある者であること。

なお、同種とは (ア) に掲げる要件を、同等規模以上とは (イ) に掲げる要件を満たしているものとする。

(ア) ネットワーク機器について、メンテナンスリース又はレンタルを行い、かつ、機器保守を行った実績を有すること。

(イ) (ア) に掲げる業務について、予定価格の50パーセント以上の金額で契約を締結し、履行した実績を有すること。

キ 営業品目にソフトウェア開発を有する者であること。

ク 営業品目に賃貸借を有する者であること。

ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団及びその関係者 (以下「暴力団等」という。) が経営していない者並びに経営に実質的に関与していない者であること。

コ 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。

サ 民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法 (平成16年法律第75号) に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(2) この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織 (以下「コンソーシアム」という。) として参加する場合は、各構成員が (1) のアからエまで及びケからサまでに掲げる要件を全て満たし、構成員のうちシステム構築業務を担当する者は (1) のオ及びキの要件を、賃貸借業務を担当する者は (1) のカ及びクの要件をそれぞれ満たしていること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 申請しようとする者が、コンソーシアムでないとき。

(ア) 競争入札参加資格審査申請書

(イ) 事業経歴書

(ウ) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書 (提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

(エ) 印鑑証明書 (提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

(オ) 直近2年分の財務諸表又は決算書 (法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し)

(カ) 使用印鑑届

(キ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書 (提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

b 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税全税目

(ク) 誓約書

(ケ) 委任状 (申請者が代理人を選任した場合)

(コ) 仕様書に準拠する機器の一覧 (メーカー名、製品名 (型名)、数量、仕様等を記載したもの)。ただし、記載する仕様については、当該製品のカタログ等を添付することで省略可とする。

(サ) 申請者のシステム構築業務に関する業務実績証明書 (過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。)

(シ) 申請者のシステム賃貸借業務に関する業務実績証明書 (過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。)

(ス) 申請者にシステム構築体制が整備されていることを証明するシステム構築体制証明書 (障害発

生時の連絡体制図を添付すること。)

(セ) 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの

- a 障害発生時の連絡体制図を添付すること。
- b 営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載すること。

イ コンソーシアムとして申請する場合

次の(ア)、(コ)及び(ス)から(ソ)までの書類についてはコンソーシアムの代表者が、(サ)の書類についてはシステム構築業務を担当する構成員が、(シ)の書類については賃貸借業務を担当する構成員が提出すること。

また、(イ)から(ケ)までの書類については構成員ごとに提出すること。

(ア) 競争入札参加資格審査申請書（コンソーシアム）

(イ) 事業経歴書

(ウ) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

(エ) 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

(オ) 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

(カ) 使用印鑑届

(キ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

- a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
- b 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税全税目

(ク) 誓約書

(ケ) 申請者が代理人を選任した場合の委任状（コンソーシアム構成員）及び委任状（コンソーシアム代表者）

(コ) 仕様書に準拠する機器の一覧（メーカー名、製品名（型名）、数量、仕様等を記載したもの）。ただし、記載する仕様については、当該製品のカタログ等を添付することで省略可とする。

(サ) 申請者のシステム構築業務に関する業務実績証明書（過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）

(シ) 申請者のシステム賃貸借業務に関する業務実績証明書（過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）

(ス) 申請者にシステム構築体制が整備されていることを証明するシステム構築体制証明書（障害発生時の連絡体制図を添付すること。）

(セ) 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの

- a 障害発生時の連絡体制図を添付すること。
- b 営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載すること。

(ソ) コンソーシアム協定書の写し

コンソーシアムの構成員間で締結したものをコンソーシアムとして提出すること。

(2) 資格審査申請時点で、既に和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者にあつては、当該通知書の写しを提出することにより、(1)のア又はイに掲げる(イ)から(オ)まで、(キ)及び(ク)の申請書類に代えることができる。

(3) (1)のア並びにイに掲げる(ア)、(イ)、(カ)、(ク)、(ケ)及び(サ)から(セ)までの

申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成30年4月6日（金）から同月20日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までの間、6に掲げる場所で配布を行う。

- (4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる入札説明会において行うほか、平成30年4月6日（金）から同月23日（月）までの間に和歌山県警察本部警務部情報管理課（以下「情報管理課」という。）に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1
和歌山県警察本部1階 会議室9

(2) 日時

平成30年4月16日（月）午前10時00分

5 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の(1)に掲げる申請書類は、平成30年4月6日（金）から同月27日（金）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、6に掲げる場所に提出するものとする。

なお、郵送による場合は、平成30年4月27日（金）午後5時までに6に掲げる場所に必着するように行わなければならない。

6 資格審査申請書類の配布の場所

情報管理課

和歌山市西46番地の1

郵便番号 640-8313

電話番号 073-476-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-476-0110

7 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、平成30年5月10日（木）までに通知するものとし、コンソーシアムにあっては、構成員のうち代表者に通知する。

8 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察本部に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1) の説明は、平成30年5月24日（木）午後5時までに書面により求めることができる。

(3) (2) の書面は、持参により6に掲げる場所に提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対する回答は、平成30年5月30日（水）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

海区漁業調整委員会指示

和歌山海区漁業調整委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、和歌山県海面における遊漁のまき餌を使用して行う船釣り及び当該船釣りに係る遊漁案内行為（以下「まき餌船釣り等」という。）について、次のとおり指示する。

平成30年4月6日

和歌山海区漁業調整委員会会長 榎本秀春

- 1 別表の禁止区域においては、まき餌船釣り等の行為をしてはならない。ただし、漁業権者の同意を得た区域については、この限りでない。

- 2 遊漁者及び遊漁船業を営む者は、漁業者の行う採捕行為を妨害してはならない。
 3 この指示の有効期間は、平成30年4月24日から平成31年4月23日までとする。

別表

漁場の位置	免許権者名 (免許番号) 又は関係漁業協同組合名	禁止区域	禁止期間
和歌山市加太地先	加太漁業協同組合 (和共第1号)	全域	周年
日高郡美浜町三尾地先	三尾漁業協同組合	別掲1	11月1日から翌年3月31日まで
西牟婁郡白浜町椿地先	和歌山南漁業協同組合	別掲2	周年
有田市宮崎町逢井地先	逢井八角網漁業生産組合 (和定第2号) (和定第3号)	定置網の垣網左右100mの区域	周年
有田市千田地先	代表者 狗巻吉明ほか1名 (和定第4号)		
東牟婁郡串本町檜野地先	代表者 永田一仁ほか1名 (和定第8号)		
東牟婁郡串本町檜野地先	弁天前定置水産株式会社 (和定第9号)		
	弁天前定置水産株式会社 (和定第10号)		周年
東牟婁郡串本町田原地先	代表者 和歌山東漁業協同組合ほか1名 (和定第11号)		10月20日から翌年7月31日まで
東牟婁郡太地町地先	代表者 東忠生ほか4名 (和定第12号)		10月20日から翌年7月31日まで
	代表者 東忠生ほか4名 (和定第13号)		5月1日から翌年12月31日まで
東牟婁郡那智勝浦町宇久井地先	宇久井漁業協同組合 (和定第14号)		10月20日から翌年7月31日まで

別掲1

和共第21号の区域のうち下表ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、クの点を順次結んだ線と最大高潮時陸岸とに囲まれた区域

番号	緯度 (北緯)	経度 (東経)
ア	33度52.86分	135度03.48分
イ	33度52.83分	135度03.35分
ウ	33度52.71分	135度02.78分
エ	33度52.38分	135度03.09分
オ	33度52.35分	135度03.49分
カ	33度52.92分	135度06.33分
キ	33度53.38分	135度06.53分

ク	33度53.51分	135度06.53分
---	-----------	------------

(数値はいずれも世界測地系)

別掲2

西牟婁郡白浜町椿地先における下表ア、イ、ウの各点を中心とする半径500mの範囲

番号	緯度 (北緯)	経度 (東経)
ア	33度35.91分	135度19.39分
イ	33度35.16分	135度21.49分
ウ	33度34.68分	135度20.92分

(数値はいずれも世界測地系)

和歌山海区漁業調整委員会指示第2号

漁業法 (昭和24年法律第267号) 第67条第1項の規定に基づき、イサキ資源保護のため、まき網漁業の操業について次のとおり指示する。

平成30年4月6日

和歌山海区漁業調整委員会会長 榎本秀春

1 指示する内容

次の区域及び期間内は、まき網漁業を操業してはならない。

(1) 区域

下表のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線に囲まれた区域

位置	番号	緯度 (北緯)	経度 (東経)
印南沖	ア	33度45.965分	135度08.897分
	イ	33度45.124分	135度08.182分
	ウ	33度44.173分	135度09.757分
	エ	33度45.069分	135度10.532分
椿沖	ア	33度36.451分	135度20.349分
	イ	33度34.800分	135度20.294分
	ウ	33度34.799分	135度22.283分
	エ	33度36.417分	135度22.268分
日置沖	ア	33度34.905分	135度22.859分
	イ	33度34.375分	135度22.548分
	ウ	33度33.595分	135度24.719分
	エ	33度34.195分	135度24.915分
すさみ沖	ア	33度32.316分	135度28.621分
	イ	33度31.692分	135度28.595分
	ウ	33度31.729分	135度29.260分

	エ	33度32.290分	135度29.243分
--	---	------------	-------------

(数値はいずれも世界測地系)

(2) 期間

毎年5月1日から6月30日まで (2か月間)

2 指示する期間

平成30年5月1日から平成33年4月30日まで (3年間)

公 告

都市計画の図書の写しの縦覧公告

和歌山市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成30年4月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
和歌山都市計画道路（3・2・4号有本中島線）
- 2 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

都市計画の図書の写しの縦覧公告

和歌山市から都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成30年4月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
和歌山都市計画土地地区画整理事業（東和歌山土地地区画整理事業）
- 2 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

都市計画の図書の写しの縦覧公告

和歌山市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成30年4月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
和歌山都市計画公園（5・5・3号四季の郷公園）
- 2 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

都市計画の図書の写しの縦覧公告

田辺市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成30年4月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
田辺都市計画臨港地区 (文里港臨港地区)
- 2 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

入 札 公 告

紀州NET端末等更新委託及び機器賃貸借業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。) 第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第372号) 第6条の規定に基づき公告する。

平成30年4月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 事業年度
平成30年度から平成35年度まで
 - (2) 調達役務の名称及び数量
紀州NET端末等更新委託及び機器賃貸借業務 一式
 - (3) 履行期間
 - ア 紀州NET端末等更新委託業務
契約日から平成31年3月31日までの間
 - イ 紀州NET端末等機器賃貸借業務
平成31年3月1日から平成36年2月29日までの間
 - (4) 調達役務の仕様等
紀州NET端末等更新委託及び機器賃貸借業務仕様書 (以下「仕様書」という。) による。
 - (5) 納入場所
和歌山県警察本部が指定する場所
 - (6) 入札金額
総額で入札することとする。
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
平成30年和歌山県告示第455号に規定する紀州NET端末等更新委託及び機器賃貸借業務の一般競争入札参加資格を有する者であること。
- 3 契約条項を示す場所及び期間
 - (1) 場所
和歌山県警察本部警務部情報管理課 (以下「情報管理課」という。)
和歌山市西46番地の1
郵便番号 640-8313
電話番号 073-476-0110 (代表)
ファクシミリ番号 073-476-0110
 - (2) 期間
平成30年4月6日 (金) から同月20日 (金) までの和歌山県の休日を定める条例 (平成元年和歌山県条例第39号) 第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで
- 4 入札説明書及び仕様書 (以下「入札説明書等」という。) を交付する場所及び期間等
 - (1) 入札説明書等を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 日時

3の(2)に同じ。

- (2) (1)により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、5に掲げる入札説明会において行うほか、平成30年4月6日（金）から同月23日（月）までの間に情報管理課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1
和歌山県警察本部1階 会議室9

(2) 日時

平成30年4月16日（月）午前11時00分

6 一般競争入札の執行の場所及び日時等

- (1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1
和歌山県警察本部1階 会議室9

イ 入札日時

平成30年5月31日（木）午前11時00分

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

- (2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、和歌山県警察本部から入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを持参するものとする。

- (3) 郵便による入札書の提出を行う者は、この入札に参加する資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により平成30年5月30日（水）午後5時までに情報管理課に必着するように行わなければならない。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この入札に係る業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札に参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年

和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして入札に参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付を免除できるものとする。

9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任を受けた者が契約保証金を納付すること。

- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付を免除できるものとする。

10 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県警察本部から競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて当該停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

- (2) この入札の開札には、情報管理課の職員が立ち会うものとする。

- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県警察本部の職員にくじを引かせるものとする。

- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

- (6) 再度入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で6の(1)に規定する日時に入札場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 契約書作成の要否

要

13 契約の締結における和歌山県議会の議決の要否

否

14 契約方法

契約は、落札者で行うものとする。

15 その他

- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県警察本部警務部会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号640-8588

電話番号073-423-0110（代表）

ファクシミリ番号073-423-0120

(2) この入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

16 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required

Renewal and Reconstruction of Wakayama Prefectural Police Information Syetem,
" Kishu NET ", and equipment lease

(2) Time limit for tender :

11:00 a.m. Thursday 31 May 2018 (Deadline for bids submitted by mail : 5:00 p.m.
Wednesday 30 May 2018)

(3) Contact point for the notice :

Wakayama Prefectural Police Headquarters

Police Administration Department

Finance Section

1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588, Japan

TEL:073-423-0110

FAX:073-423-0120

入札公告

通信指令システム及び紀州NETシステムにおけるネットワーク冗長化構築委託及び賃貸借業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手續の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成30年4月6日

和歌山県警察本部長 宮 沢 忠 孝

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

平成30年度から平成35年度まで

(2) 調達役務の名称及び数量

通信指令システム及び紀州NETシステムにおけるネットワーク冗長化構築委託及び賃貸借業務一式

(3) 履行期間

ア 通信指令システム及び紀州NETシステムにおけるネットワーク冗長化構築委託業務
契約日から平成31年3月31日までの間

イ 通信指令システム及び紀州NETシステムにおけるネットワーク冗長化賃貸借業務
平成31年2月1日から平成36年1月31日までの間

(4) 調達役務の仕様等

通信指令システム及び紀州NETシステムにおけるネットワーク冗長化構築委託及び賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(5) 納入場所

和歌山県警察本部が指定する場所

(6) 入札金額

総額で入札することとする。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成30年和歌山県警察本部告示第3号に規定する通信指令システム及び紀州NETシステムにおけるネットワーク冗長化構築委託及び賃貸借業務の一般競争入札参加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山県警察本部警務部情報管理課（以下「情報管理課」という。）

和歌山市西46番地の1

郵便番号 640-8313

電話番号 073-476-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-476-0110

(2) 期間

平成30年4月6日（金）から同月20日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで

4 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）を交付する場所及び期間等

(1) 入札説明書等を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。

ア 場所

3の（1）に同じ。

イ 日時

3の（2）に同じ。

(2) (1)により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、5に掲げる入札説明会において行うほか、平成30年4月6日（金）から同月23日（月）までの間に情報管理課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階 会議室9

(2) 日時

平成30年4月16日（月）午前10時00分

6 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階 会議室9

イ 入札日時

平成30年5月31日（木）午前10時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、和歌山県警察本部から入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを提出するものとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、この入札に参加する資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により平成30年5月30日（水）午後5時までに情報管理課に必着するように行わなければならない。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この入札に係る業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札に参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして入札に参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付を免除できるものとする。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任を受けた者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付を免除できるものとする。

10 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県警察本部から競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて当該停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

(1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、情報管理課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県警察本部の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

(6) 再度入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で6の（1）に規定する日時に入札場所に

出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 契約書作成の要否

要

13 契約の締結における和歌山県議会の議決の要否

否

14 契約方法

契約は、落札者で行うものとする。

15 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県警察本部警務部会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110 (代表)

ファクシミリ番号 073-423-0120

(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

16 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required :

Construction of redundancy for communication order support system and information system
" Kishu NET " for the Wakayama Prefectural Police and equipment lease

(2) Time limit for tender :

10:00 a.m. Thursday 31 May 2018 (Deadline for bids submitted by mail : 5:00 p.m.
Wednesday 30 May 2018)

(3) Contact point for the notice :

Wakayama Prefectural Police Headquarters

Police Administration Department

Finance Section

1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588, Japan

TEL:073-423-0110

FAX:073-423-0120